別紙－３①

［記入方法］　色付き部分の各セルをクリックして、該当項目を選択する。　　（　検　査　職　員　）

考査項目	工　　種	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅰ．施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
					□　施工管理について、監督職員が文書による改善指示等を行った。	□　施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

◇　設計図書の照査を行っていることが確認できる。
◇　施工計画書と現場施工方法が一致している。
◇　工事材料（製品を含む）の確認及び資料の整理を行っている。
◇　見本または工事記録写真等の整理に工夫がみられる。
◇　段階確認、立会の手続を適切に行っている。
◇　建設副産物の処理やリサイクルへの取り組みを適切に行っている。
◇　建退協の証紙配布を、受け払い簿等により適切に管理している。
◇　施工体制台帳、施工体系図が整備され、作業分担の範囲が確認できる。
◇　施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。
◇　施工計画書と現場の施工体制が一致している。
◇　施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
◇　工事関係書類の整理を、適切に行っている。
◇　自社の管理基準を設定し、適切に管理している。
◇　その他

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。

判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・・　a
評価値が80%以上90%未満・・・・　b
評価値が60%以上80%未満・・・・　c
評価値が60%未満・・・・・・・・・　d

別紙－３②

（　検　査　職　員　）

考査項目	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	〔評価対象項目〕 □　出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 □　出来形測定において不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 □　その他 理由： □　自社の管理基準を設定し、管理している。 □　写真は、写真管理基準により適切に管理している。。 ①　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 ②　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。					※上記項目に、該当があればｄ評価	※上記項目に、該当があればｅ評価

設備工事	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の事項に該当しない	やや劣っている	劣っている
	〔評価対象項目〕 □　出来形管理図または出来形管理表が、適切にまとめられている。 □　出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □　自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 □　写真は、写真管理基準等により適切に管理している。 □　機器等の形状、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲内である。 □　機器等の性能、機能が、設計仕様を満足している。 □　その他 理由： 判断基準 該当項目が90％以上 ・・・・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満 ・・・・ a’ 該当項目が70％以上80％未満 ・・・・ b 該当項目が60％以上70％以下 ・・・・ b’ 該当項目が60％未満 ・・・・・・・・・ c ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(％)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。					□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価
建築工事	〔評価対象項目〕 □　出来形管理図または出来形管理表が、適切にまとめられている。 □　出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 □　自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 □　写真は、写真管理基準等により適切に管理している。 □　出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 □　出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し､バラツキが少ない。 □　その他 理由： 判断基準 該当項目が90％以上 ・・・・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満 ・・・・ a’ 該当項目が70％以上80％未満 ・・・・ b 該当項目が60％以上70％以下 ・・・・ b’ 該当項目が60％未満 ・・・・・・・・・ c ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(％)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。					□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価

別紙－３③

（　検　査　職　員　）

考査項目		a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	コンクリート構造物工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 〔評価対象項目〕 □　設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・ｗ／ｃ・最大骨材粒径・塩基総量アルカリ骨材対策等）が確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている（寒中及び暑中ｺﾝｸﾘｰﾄ等を含む） □　型枠、支保工の取り外し時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度を適正に管理されている。 □　鉄筋の規格がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。 □　鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 □　鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 □　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 □　ｽﾍﾟｰｻｰの材質が適正で、品質が確認できる。 □　ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 判断基準 ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。 評価値： ９０%以上：a（ばらつき50%以下）、a’（ばらつき80%以下）、b（ばらつき80%超）、b（ばらつき判断不可能） ７５%以上９０%未満：a’、b、b’、b’ ６０%以上７５%未満：b、b’、c、c ６０%未満：b’、c、c、c □　ｸﾗｯｸがある場合、進行性又は有害なｸﾗｯｸがなく、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。　※別紙－４を参照 ※　上記該当あればｃ評価とする。						□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価
	土工事（切土、盛土、堤防等工事）	a	a’	b	b’	c	d	e
		□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 〔評価対象項目〕 □　雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。 □　段切り等が施工前に適切に行われている。 □　置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。 □　締固めを適切な条件で施工している。 □　筋芝または種子吹付等を適切に行っている。 □　構造物周辺の締め固め等の処理が適正に行っている。 □　土羽土の土質が適正である。 □　ＣＢＲ試験等を行っている。 □　法面に有害なｸﾗｯｸや損傷部がない。 判断基準 ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。 評価値： ９０%以上：a（ばらつき50%以下）、a’（ばらつき80%以下）、b（ばらつき80%超）、b（ばらつき判断不可能） ７５%以上９０%未満：a’、b、b’、b’ ６０%以上７５%未満：b、b’、c、c ６０%未満：b’、c、c、c						□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価

別紙－３④

（　検　査　職　員　）

<table>
<tr><th colspan="2">考査項目</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ.品　質</td><td rowspan="2">護岸・根固・水制工事</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕
※ばらつきの判断は、別紙－4参照。
〔評価対象項目〕
□　施工基面が平滑に仕上げられている。
□　裏込材、胴込めコンクリートの充てんまたは締固めが充分で、空隙が生じていない。
□　緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等で、材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸い出しの恐れがない。
□　護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。
□　遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。
□　植生工で、植生の種類、品質、配合、施工後の養生が適切である。
□　根固工、水制工、沈床工、捨石工等で、材料の連結またはかみ合わせが適切である。

判断基準
①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。
□　ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張等にｸﾗｯｸがある場合、進行性又は有害なｸﾗｯｸはなく、発生したｸﾗｯｸには適切な処置を行っている。　※別紙－４を参照
※　上記該当あればｃ評価とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

※上記項目に、該当があればｄ評価</td><td>□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。
□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

※上記項目に、該当があればｅ評価</td></tr>
<tr><td colspan="5">評価値</td></tr>
<tr><td rowspan="2">鋼橋工事
（ＲＣ床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる）</td><td rowspan="2">a</td><td rowspan="2">a’</td><td rowspan="2">b</td><td rowspan="2">b’</td><td rowspan="2">c</td><td rowspan="2">d</td><td rowspan="2">e</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕
※ばらつきの判断は、別紙－4参照。
〔評価対象項目〕
【工場製作関係】
□ 鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。
□　溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
□　塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む）
□　素地調整の場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
□　塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。
【架設関係】
□　ﾎﾞﾙﾄの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。
□　ﾎﾞﾙﾄの締付機、測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施している。
□　支承の据付で、ｺﾝｸﾘｰﾄ面のﾁｯﾋﾟﾝｸﾞ及びﾓﾙﾀﾙ付着が確認でき、仕上げ面に水切勾配がついている。

判断基準
①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

※上記項目に、該当があればｄ評価</td><td>□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。
□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

※上記項目に、該当があればｅ評価</td></tr>
</table>

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
９０％以上	a	a’	b	b
７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
６０％未満	b’	c	c	c

別紙－３⑤

（　検　査　職　員　）

考査項目		a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	砂防構造物工事及び 地すべり防止工事 （集水井工事を含む）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		〔評価対象項目〕 【共通】 □ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・ｗ／ｃ・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。 □ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ 型枠、支保工の取り外し時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度を適正に管理されている。 □ 地山との取り合わせが適切に行われている。 □ 鉄筋または鋼材の規格がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。 【砂防構造物工事に適用】 □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 □ 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 □ 施工基面が平滑に仕上げられている。 □ ｱﾝｶｰが設計図書どおり施工してあることが確認できる。 □ ﾎﾞﾙﾄの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 □ ﾎﾞﾙﾄの締付機、測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施している。 【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】 □ ｱﾝｶｰが設計図書どおり施工してあることが確認できる。 □ ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。 □ ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 □ 集・排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。 □ 抑止杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □ 抑止杭の打ち止め管理方法又は場所打ち杭の施行管理方法が整備されかつ記録が確認できる。 □ 抑止杭の偏心管理が確認できる。 □ 溶接の品質管理に関して仕様書等に定められた事項が確認できる。 □ 鉄線籠工等の詰石が隙間の無いよう実施されていることが確認できる。 ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。 判断基準 <table><tr><td></td><td></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td>ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%超</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>９０%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>７５%以上９０%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>６０%以上７５%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>６０%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 【共　通】 □ ｸﾗｯｸがある場合、進行性又は有害なｸﾗｯｸがなく、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。　※別紙－４を参照 ※　上記該当あればｃ評価とする。						※上記項目に、該当があればｄ評価	※上記項目に、該当があればｅ評価

別紙－３⑥

（ 検 査 職 員 ）

<table>
<tr><th colspan="2">考査項目</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ.品　質</td><td rowspan="2">舗　　装
工　　事</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕
※ばらつきの判断は、別紙－4参照。

〔評価対象項目〕
【路床・路盤工関係】
□ 施工に先立ち、ＣＢＲ値等を測定し、舗装設計の確認資料収集を行っている。
□ 路床・路盤工のﾌﾟﾙﾌﾛｰﾘﾝｸﾞを行っている。

【共通】
□　設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。（ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の事前審査制度の適用工事は除く）
□　混合物の温度管理が、ﾌﾟﾗﾝﾄ出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
□　舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通開放を適切に行っている。
□　舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。
□　目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。
□　気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。

【ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工関係】
□　設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・ｗ／ｃ・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
□　ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
□　ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。
□　ﾁｪｱｰ、ﾀｲﾊﾞｰ等の保管管理が適正であることが確認できる。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。

判断基準
<table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>９０%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>７５%以上９０%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>６０%以上７５%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>６０%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table></td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

※上記項目に、該当があればｄ評価</td><td>□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。
□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

※上記項目に、該当があればｅ評価</td></tr>
<tr><td>海　　岸
工　　事</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕
※ばらつきの判断は、別紙－4参照。

〔評価対象項目〕
□ 型枠、支保工の取り外しに関して適切に管理されている。
□ 気象条件に適した運搬、打設、締め固めを行っている。
□ コンクリートの現場養生が該当現場の供試体であることが確認できる。
□ コンクリートブロックの転置、仮置に際し、強度確認を行っている。
□ コンクリートブロックの仮置は、転倒、崩壊等の恐れがない。
□ 捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられているのが確認できる。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。

判断基準
<table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>９０%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>７５%以上９０%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>６０%以上７５%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>６０%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table></td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

※上記項目に、該当があればｄ評価</td><td>□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。
□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

※上記項目に、該当があればｅ評価</td></tr>
</table>

別紙－３⑦

（　検　査　職　員　）

考査項目		a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	法面・落石防止工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 〔評価対象項目〕 【共通】 □ 施工基面が平滑に仕上げられている。 【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】 □ 土壌試験を実施し、施工に反映している。 □ ﾈｯﾄ等の重ね幅が１０ｃｍ以上確保されている。 □ 吹付け厚さが均等である。 □ 吹付け厚さによって、必要な場合２層以上に分けて行っているのが確認できる。 【ｺﾝｸﾘｰﾄ又はﾓﾙﾀﾙ吹付工関係】 □ 金網等の重ね幅が１０ｃｍ以上確保されている。 □ 吹付け厚さが均等である。 □ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 【現場打法枠工関係】 □ アンカーの施工長さが確認できる。 □ 現場養生が適切に行われている。 □ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 枠内に空隙がないことが確認できる。 □ 層間にはく離がないことが確認できる。 □ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 【落石防止ネット･落石防止柵関係】 □ 地山との取り合わせが適切に行われている。 □ 材料の規格がミルシート等で確認できる。 □ ボルトや連結金具の締付が適切に施行されている。 □ アンカーや網の重ね合わせが設計書どおり施行されている。 □ 端部の処理が適切に行われている。 ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。 判断基準 ばらつきで判断可能：50%以下 / 80%以下 / 80%超 ばらつきで判断不可能 評価値：９０%以上 a / a’ / b / b ７５%以上９０%未満 a’ / b / b’ / b’ ６０%以上７５%未満 b / b’ / c / c ６０%未満 b’ / c / c / c					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価

別紙－３⑧

（　検　査　職　員　）

考査項目		a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	基礎工事 及び 地盤改良工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		〔評価対象項目〕 【杭関係（ｺﾝｸﾘｰﾄ・鋼管・鋼管井筒等）】 □　杭に損傷及び補修痕がない。 □　杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 □　水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。 □　溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 □　場所打杭についてトレミー管をコンクリート内に２m以上入れて施工していることが確認できる。 □　掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。 □　ライナープレートの組立にあたって、偏心と歪みが少なくなるよう配慮されている。 □　裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。						※上記項目に、該当があればｄ評価	※上記項目に、該当があればｅ評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
	６０％未満	b’	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。

		a	a’	b	b’	c	d	e
	コンクリート橋工事 （ＰＣ 及び ＲＣを対象）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		〔評価対象項目〕 □　設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・ｗ／ｃ・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □　型枠、支保工の取り外し時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度を適正に管理されている。 □　鉄筋の規格がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。 □　鉄筋の引張強度または曲げ強度が試験値で確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 □　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 □　ｽﾍﾟｰｻｰの材質が適正で、品質が確認できる。 □　ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 □　ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ桁のﾌﾟﾚﾌﾚｸｼｮﾝ管理が適切に行われている。 □　装置（機器）のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝが実施されている。 □　緊張及びｸﾞﾗｳﾄ管理が適切に実施されている。 □　ﾌﾟﾚｽﾄﾚｯｼﾝｸﾞ時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。 □　構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。						※上記項目に、該当があればｄ評価	※上記項目に、該当があればｅ評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
	６０％未満	b’	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。

別紙－３⑨

（　検　査　職　員　）

考査項目		a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	塗装工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 〔評価対象項目〕 □　塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む） □　ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 □　施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。 □　塗料を使用前に撹拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 □　塗膜に有害な付着物がない。 □　塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。 ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。 判断基準 評価値 ９０%以上：a／a’／b／b’ ７５%以上９０%未満：a’／b／b’／b’ ６０%以上７５%未満：b／b’／c／c ６０%未満：b’／c／c／c （ばらつきで判断可能：50%以下／80%以下／80%超／ばらつきで判断不可能）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価
	トンネル工事	a	a’	b	b’	c	d	e
		□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 〔評価対象項目〕 □　設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・ｗ／ｃ・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ等行っている。 □　鉄筋の規格がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。 □　鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋等の保管管理が適正であることが確認できる。 □　日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 □　金網の継ぎ目を15cm(一目)以上重ね合わせていることが確認できる。 □　吹付ｺﾝｸﾘｰﾄは浮石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。 □　吹付ｺﾝｸﾘｰﾄの打継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。 □　ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄ挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。 □　逆巻の場合、側壁ｺﾝｸﾘｰﾄとｱｰﾁｺﾝｸﾘｰﾄの打継目が同一線上にないことが確認できる。 ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。 判断基準 評価値 ９０%以上：a／a’／b／b’ ７５%以上９０%未満：a’／b／b’／b’ ６０%以上７５%未満：b／b’／c／c ６０%未満：b’／c／c／c （ばらつきで判断可能：50%以下／80%以下／80%超／ばらつきで判断不可能）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価

別紙－３⑩

（　検　査　職　員　）

考査項目		a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	シールド工事・推進工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 〔評価対象項目〕 □　日々計測・管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 □　セグメントや推進管が損傷しないよう配慮されていることが確認できる。 □　接合部が適切に施工されていることが確認できる。 □　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量が確認できる。 □　コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □　裏込め材等の注入が適切に施工されていることが、記録から確認できる。 判断基準 ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
９０%以上	a	a’	b	b
７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
６０%未満	b’	c	c	c

植栽工事	a	a’	b	b’	c	d	e
	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 〔評価対象項目〕 □　土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 □　活着管理が適切に行われている。 □　樹木等に損傷､はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。 □　樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 □　余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 □　肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。 判断基準 ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
９０%以上	a	a’	b	b
７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
６０%未満	b’	c	c	c

防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	a	a’	b	b’	c	d	e
	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 〔評価対象項目〕 □　防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。 □　ﾍﾟｲﾝﾄ式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が10%程度以下である。 □　塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 判断基準 ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
９０%以上	a	a’	b	b
７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
６０%未満	b’	c	c	c

別紙－３⑪

（　検　査　職　員　）

考査項目		a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	管路工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 〔評価対象項目〕 □　管材料は日本水道協会検査証明等、品質規格証明書が整備されている。 □　接合作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 □　接合面が適切な処理を行っていることが確認できる。 □　接合器材の管理・取扱が適切に行っていることが確認できる。 □　接合結果が記録され、確認できる。 □　管布設状況の記録がなされ、整理されている。 □　施工基面が平滑に仕上げられている。 □　施工条件に適した方法で作業が行われている。 □　管の下端、側部の締固めが均等に実施されている。 □　付属構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。 判断基準 評価値 ９０%以上：a／a’／b／b’ ７５%以上９０%未満：a’／b／b’／b’ ６０%以上７５%未満：b／b’／c／c ６０%未満：b’／c／c／c （ばらつきで判断可能：50%以下／80%以下／80%超、ばらつきで判断不可能）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価
	維持修繕工事	a	a’	b	b’	c	d	e
		□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 〔評価対象項目〕 □　使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □　監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □　緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 □　施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 □　理由： □　理由： □　理由： ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。 判断基準 評価値 ９０%以上：a／a’／b／b’ ７５%以上９０%未満：a’／b／b’／b’ ６０%以上７５%未満：b／b’／c／c ６０%未満：b’／c／c／c （ばらつきで判断可能：50%以下／80%以下／80%超、ばらつきで判断不可能） 注）　記載項目の他に、適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大８項目とする。						□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価

別紙－３⑫

（　検　査　職　員　）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th></th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ.品　質</td><td rowspan="2">港湾築造工事
（浚渫、海岸築造工事を含む）</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕
※ばらつきの判断は、別紙－4参照。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。
□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">〔評価対象項目〕
【共通】
□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
□ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
□ 浚渫工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている
□ 床掘工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
□ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。
□ サンド・砕石ドレーンが連続した一様な形状に施工され、記録により確認できる。
□ ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成され、記録により確認できる。
□ サンドコンパクションパイルが連続した一様な形状に施工され、記録により確認できる。
□ ロッドコンパクションの打込記録から、一様な品質の施工が確認できる。
□ 深層混合処理の打込記録から、仕様書に定められている事項が確認できる。
□ マットが破損なく施工され、記録により確認できる。
□ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。
□ 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損に注意して施工され、記録により確認できる。
□ 鋼材の数量照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。
□ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がない。
□ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
□ 控工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
□ ケーソン進水、仮置、曳航及び回航の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
□ ケーソン据付及び中詰の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
□ コンクリートの現場養生が該当現場の供試体であることが確認できる。
□ コンクリートブロックの転地、仮置に際し、強度確認を行っている。
□ コンクリートブロックの仮置は、転倒、崩壊等の恐れがない。
□ コンクリートブロック据付の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
□ 付属工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
□ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。

判断基準
<table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>９０%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>７５%以上９０%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>６０%以上７５%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>６０%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table></td><td>※上記項目に、該当があればｄ評価</td><td>※上記項目に、該当があればｅ評価</td></tr>
</table>

別紙－３⑬

（　検　査　職　員　）

考査項目		a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	フィルダム工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 〔評価対象項目〕 □　基礎処理施工要領書に示された規定に従い適切に実施されている。 □　盛り立て要領書に示された規定に従い適切に実施されている。 □　施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。 □　湧水が適切に処理されている。 □　雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。 □　気象条件を考慮した施工が確認できる。 □　鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶりは工事図面に示されたとおり施工している。 □　コンクリートの供試体が当該現地のものであることが確認できる。 □　埋設計器が設置要領に従ってされており、正常な作動が確認できる。 □　周辺地山の法面工は、設計図書に基づき適切に実施されている。 □　その他付帯構造物は、設計図書の基づき適切に実施されている。 判断基準 ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
９０%以上	a	a’	b	b
７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
６０%未満	b’	c	c	c

考査項目		a	a’	b	b’	c	d	e
	コンクリートダム工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 〔評価対象項目〕 □　基礎処理施工要領書等に示された規定に従い適切に実施されている。 □　湧水が適切に処理されている。 □　型枠、支保工の取り外しに関して管理されている。 □　鉄筋の組立及び継ぎ手部が示方書、仕様書等に定められたとおり施工されている。 □　スペーサーを適切に配置し鉄筋のかぶりを確保している。 □　施工に先立ち配合試験を行いコンクリートの品質向上に取り組んでいる。 □　コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □　気象条件に適した運搬、打設、締め固めを行っている。 □　特殊コンクリートの施工に当たって施工条件を遵守し実施している。 □　コンクリートの打ち継ぎ部の処理が仕様書等の規定に従い適切に実施されている。 □　モッコン跡からの漏水がない。 □　有害なクラックの発生がない。 □　コンクリートの打設方法（リフト差、リフト高）が確認できる。 □　コンクリートの現場養生は仕様書の規定に従って適切に実施されている。 □　埋設計器が設置要領に従って設置されており、正常な作動が確認できる。 □　周辺地山の法面工は、設計図書に基づき適切に実施されている。 □　その他付帯構造物は、設計図書に基づき適切に実施されている。 判断基準 ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
９０%以上	a	a’	b	b
７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
６０%未満	b’	c	c	c

（　検　査　職　員　）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td></td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ.品　質</td><td rowspan="2">コンクリート二次製品工事（Ｌ型、ＢＯＸ、ＢＬ積、U字溝、縁石等）</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕
※ばらつきの判断は、別紙－4参照。
〔評価対象項目〕
□　施工基面が平滑に仕上げられている。
□　法面のとおりが良い。
□　仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
□　護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。
□　コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。
□　二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。
□　継ぎ目処理が適切に施工されている。
①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・・・ a’
該当項目が70%以上80%未満 ・・・・・・・・ b
該当項目が60%以上70%以下 ・・・・・・・・ b’
該当項目が60%未満・・ ・・・・・・・・・・ c</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。
□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※上記項目に、該当があればｄ評価</td><td>※上記項目に、該当があればｅ評価</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">区画整理工事</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕
※ばらつきの判断は、別紙－4参照。
〔評価対象項目〕
□　表土扱い土が適切に管理されている。
□　道路・水路・畦畔等の締め固めが適切に施工されている。
□　構造物周辺の埋め戻し、締め固めが適切に施工されている。
□　法面に有害なクラックや損傷部がない。
□　排水路の深さ、勾配等が適切に施工されている。
□　田面等に耕作に有害な石礫等がない。
□　盛土高さが大きく、又は、水路埋立箇所など沈下が予想される箇所について特に入念に施工されている。
□　表土扱い土の厚さが確保されている。
□　敷砂利の厚さが確保されている。
①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・・・ a’
該当項目が70%以上80%未満 ・・・・・・・・ b
該当項目が60%以上70%以下 ・・・・・・・・ b’
該当項目が60%未満・・ ・・・・・・・・・・ c</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。
□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※上記項目に、該当があればｄ評価</td><td>※上記項目に、該当があればｅ評価</td></tr>
</table>

（　検　査　職　員　）

考査項目		a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	暗渠排水工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 〔評価対象項目〕 □　管路の接続が適正に施工されている。 □　吸水渠、集水渠等の埋設深管理が適切に施工されている。 □　軟弱地盤等で暗渠排水工の効果が阻害されるおそれがある箇所について、阻害防止の工夫が措置されている。 □　被覆材が管路を中心に適切に施工されている。 □　溝底部が凸凹蛇行のないよう施工されている。 □　水閘及び集水渠部等の埋め戻しが入念にされている。 ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。 判断基準 評価値： ９０%以上：a｜a’｜b｜b ７５%以上９０%未満：a’｜b｜b’｜b’ ６０%以上７５%未満：b｜b’｜c｜c ６０%未満：b’｜c｜c｜c （ばらつきで判断可能：50%以下｜80%以下｜80%超／ばらつきで判断不可能）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価
	さく井工事	a	a’	b	b’	c	d	e
		□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 〔評価対象項目〕 □　工事に先立ち地下水に対する地盤調査等の分析が入念になされている。 □　掘削記録及び電気検層結果等が適切に管理されている。 □　揚水試験が仕様書どおり適切に実施されている。 □　孔内の仕上げが仕様書どおり適切に実施されている。 □　掘削中の孔壁保護が入念に施工されている。 □　フィルター材、埋め戻し等が入念に施工されている。 □　ケーシング等挿入、接合作業等が適切に実施されている。 ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。 判断基準 評価値： ９０%以上：a｜a’｜b｜b ７５%以上９０%未満：a’｜b｜b’｜b’ ６０%以上７５%未満：b｜b’｜c｜c ６０%未満：b’｜c｜c｜c （ばらつきで判断可能：50%以下｜80%以下｜80%超／ばらつきで判断不可能）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に、該当があればｄ評価	□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に、該当があればｅ評価

別紙－３⑯

（　検　査　職　員　）

<table>
<tr><td colspan="2">考査項目</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ.品　質</td><td rowspan="2">建築工事
（新築、改築）</td><td>優れている</td><td>ｂより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。
□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">〔評価対象項目〕
□　品質管理記録の内容が、適切である。
□　品質計画において定めた管理項目、方法により、品質管理を行っている。
□　材料の品質証明が適切である。
□　施工の品質・形状が、良好である。
□　不可視部分における品質確認のための写真記録が、適切である。
□　不可視部分の写真記録が適切である。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・・・ a’
該当項目が70%以上80%未満 ・・・・・・・・ b
該当項目が60%以上70%以下 ・・・・・・・・ b’
該当項目が60%未満・・ ・・・・・・・・・・ c</td><td>※上記項目に、該当があればｄ評価</td><td>※上記項目に、該当があればｅ評価</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">解体工事</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>■　ｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙－３⑰

（　検　査　職　員　）

<table>
<tr><td colspan="2">考査項目</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ.品　質</td><td>設備工事共通</td><td>優れている</td><td>ｂより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の事項に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="5">〔評価対象項目〕
□ 仕様書に定められている品質管理が実施されている。
□ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
□ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
□ 機械単本品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
□ 床掘工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
□ 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
□ 盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好である。
□ 盤内機器等の性能検査表が整備されている。
□ 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。
□ 電線類の接続部が適切に処理されている。
□ ピット内等の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。
□ 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配置されている。
□ 接地工事は適切な深さと関係諸基準に基づき施工されている。
□ 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。
□ 塗装施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。
□ 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。
□ 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。
□ 配電盤等の動作試験は正常に動作した。
□ シーケンスに従い正常に動作した。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・・ a’
該当項目が70%以上80%未満 ・・・・・・・ b
該当項目が60%以上70%以下 ・・・・・・・ b’
該当項目が60%未満・・ ・・・・・・・・・・ c</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。
□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※上記項目に、該当があればｄ評価</td><td>※上記項目に、該当があればｅ評価</td></tr>
</table>

別紙－３⑱

（　検　査　職　員　）

<table>
<tr><th colspan="2">考査項目</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ.品　質</td><td rowspan="2">上記以外の工事</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕
※ばらつきの判断は、別紙－4参照。</td><td rowspan="1">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="1">□　監督職員が、契約書第１８条第１項に基づく改造請求又は、同条第２項に基づく破壊検査を行った。
□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">〔評価対象項目〕
□ 理由
□ 理由
□ 理由
□ 理由
□ 理由
□ 理由
□ 理由
□ 理由

判断基準
＜Ａ＞対象工事が、ばらつきによる評価が不適切な場合
例）浚渫工、取壊し工
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・・・ a’
該当項目が70%以上80%未満 ・・・・・・・・ b
該当項目が60%以上70%以下 ・・・・・・・・ b’
該当項目が60%未満・・ ・・・・・・・・・・ c
※削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

＜Ｂ＞対象工事が、ばらつきによる評価が適切な場合
①　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
②　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
③　評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする
<table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>９０%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td></tr><tr><td>７５%以上９０%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td></tr><tr><td>６０%以上７５%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td></tr><tr><td>６０%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr></table></td><td>※上記項目に、該当があればｄ評価</td><td>※上記項目に、該当があればｅ評価</td></tr>
</table>

（　検　査　職　員　）

考査項目	工　　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	□　コンクリート構造物の肌が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　クラックがない。 □　漏水がない。 □　全体的な美観が良い。		該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	土工事 （盛土・築堤工事等）	□　仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　構造物へのすりつけ等が良い。 □　全体的な美観が良い。		該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	切土工事	□　規定された勾配が確保されている。 □　法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。 □　法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている。 □　施工面の木根等が確実に施工されている。 □　施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。 □　関係構造物等との取り合いが適切に行われている。 □　残土等は適切に処理されている。		該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	護岸・根固・水制工事	□　通りがよい。 □　材料のかみ合わせがよい、またはクラックがない。 □　天端、端部の仕上げがよい。 □　既設構造物とのすりつけがよい。		該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	鋼橋工事	□　表面に補修箇所がない。 □　部材表面に傷、錆がない。 □　溶接に均一性がある。 □　塗装に均一性がある。 □　全体的な美観が良い。		該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	地すべり防止工事	□　地山との取り合いが良い。 □　天端、端部の仕上げが良い。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □　全体的な美観が良い。		該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	舗装工事	□　舗装の平坦性が良い。 □　構造物の通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　構造物へのすりつけ等が良い。 □　雨水処理が良い。 □　全体的な美観が良い。		該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	法面工事	□　通りが良い。 □　植生、吹付等の状態が均一である。 □　端部処理が良い。 □　全体的な美観が良い。		該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	

（　検　査　職　員　）

考査項目	工　　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	落石防止工事	□　地山との取り合いが良い。 □　天端、端部の仕上げが良い。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □　全体的な美観が良い。		該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	基礎工工事 （地盤改良等を含む）	□　土工関係の仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　端部、天端仕上げが良い。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	コンクリート橋工事	□　コンクリート構造物の肌が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　支承部の仕上げが良い。 □　クラックがない。 □　漏水がない。 □　全体的な美観が良い。		該当６項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	塗装工事 （工場塗装を除く）	□　塗装の均一性が良い。 □　細部まできめ細かな施工がされている。 □　補修箇所がない。 □　ケレンの施工状況が良好である。 □　全体的な美観が良い。		該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	植栽工事	□　樹木の活着状況が良い。 □　支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □　支柱の取り付けが堅固である。 □　植栽帯の全体的な美観が良い。		該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	防護柵（網）工事	□　通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　部材表面に傷、錆がない。 □　既設構造物等とのすりつけが良い。 □　きめ細やかな施工がなされている。 □　全体的な美観が良い。		該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	標識工事	□　設置位置に配慮がある。 □　標識の向き、角度、支柱の通りが良い。 □　標識板、支柱に変色がない。 □　支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 □　全体的な取り扱いがしやすい。		該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	

（　検　査　職　員　）

考査項目	工　　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	区画線工事	□　塗料の塗布が均一である。 □　視認性が良い。 □　接着状態が良い。 □　施工前の清掃が入念に実施されている。 □　全体的な美観が良い。		該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	シールド・推進工事	□　構造物の通りが良い。 □　内空面に補修の箇所がない。 □　内空面にクラック、傷がない。 □　漏水がない。 □　全体的な美観が良い。		該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	維持修繕工事	□　小構造物等にも細心の注意が払われている。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　既設構造物とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い。		該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	港湾築造工事 （浚渫、海岸工事を含む）	□　通りが良い。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □　構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 □　きめ細やかな施工がなされている。 □　全体的な美観が良い。		該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	暗渠排水工事	□　吸水渠及び排水渠等の通りが良い。 □　田面復旧の状態が良い。 □　畦畔及び排水路溝畔復旧の状態が良い。 □　排水路の接続にきめ細やかな施工がなされている。 □　全体的な美観が良い。		該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	さく井工事	□　孔口の保護が適切になされている。 □　掘削スライム、泥水等の処理が適切になされている。 □　ケーシング、スクリーン等が適正に施工されている。 □　全体的な美観が良い。		該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	

（　検　査　職　員　）

考査項目	工　　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	管路工事	□　接合状況が良い。 □　管内外面に補修痕等がない。 □　小構造物にも細心の注意が払われている。 □　管埋設位置が適正である。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	フィルダム工事	□　土工の仕上げが良い。 □　土工の通りが良い。 □　吹きつけ（植生、コンクリート等）の状態が均一である。 □　コンクリート構造物の肌が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　クラックがない。 □　漏水がない。 □　施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） □　全体的な美観が良い。		該当８項目以上・・・a 該当６項目・・・・・b 該当４項目・・・・・c 該当３項目・・・・・d	
	コンクリートダム工事	□　コンクリートの肌が良い。 □　コンクリート面の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　クラックがない。 □　漏水がない。 □　吹きつけ（植生、コンクリート等）の状態が均一である。 □　施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） □　堤体法面保護工の仕上げが良い。 □　全体的な美観が良い。		該当８項目以上・・・a 該当６項目・・・・・b 該当４項目・・・・・c 該当２項目・・・・・d	
	コンクリート二次製品工事	□　土工の仕上げが良い。 □　土工の通りが良い。 □　土工の構造物等へのすりつけが良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　施設の通りが良い。 □　全体的な美観が良い。		該当６項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目・・・・・d	
	区画整理工事	□　土工の仕上げが良い。 □　土工の通りが良い。 □　小構造物等にきめ細やかな施工がなされている。 □　道路の中央部を高くし、路面仕上げがなされている。 □　仕上げ整地が良い。 □　全体的な美観が良い。		該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目・・・・・c	

（　検　査　職　員　）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	建築工事 （新築）	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		□　きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □　関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上げである。 □　使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 □　仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い。 □　外構を含め全体的な美観が良好である。		該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	建築工事 （改築）	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		□　きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □　既存部分や関連設備との調整がなされ全体的に調和がよい仕上げである。 □　使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 □　仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い。		該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	解体工事	a	b	c	d
		□　整地の状況がよい。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □　廃棄物は適正に処理されている。 □　既設部分との取り合いが適切に行われている。		該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	

（　検　査　職　員　）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
	機械設備工事	□　仕上がり状態が良く、全体的な美観に優れている。 □　主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が優れている。 □　異常な振動、騒音がなく、動きもスムースで、総合的な機能、運転性能が優れている。 □　公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が良い。 □　溶接、塗装組立等細部に渡る配慮が良い。			該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d
	電気設備及び その他設備工事	□　構造物等にきめ細やかな施工がなされている。 □　公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 □　構造物とのすり付けが良い。 □　製作上の補修痕跡がない。 □　全体的な取り扱いがしやすい。			該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d
	上記以外の工事	□　理由： □　理由： □　理由： □　理由： □　理由： □　理由： ※　該当工種からの考査事項で照査し、最大考査項目は５項目とする。			該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d